問一

今までの論旨をかいつまんで見ると、第一に自己の個性の発展を仕とげようと思うならば、同時に他人の個性も尊重しなければならないということ。第二に自己の所有している権力を使用しようと思うならば、それに付随している義務というものを心得なければならないということ。第三に自己の金力を示そうと願うなら、それに伴う責任を重んじなければならないということ。つまりこの三ケ条に帰着するのであります。

これを外の言葉で言い直すと、いやしくも倫理的に、ある程度の修養を積んだ人でなければ、個性を発展する価値もなし、権力を使う価値もなし、又金力を使う価値もないということになるのです。それをもういっぺん言い換えると、この三者を自由にうけ楽しむためには、その三つのものの背後にあるべき人格の支配を受ける必要が起こって来るというのです。もし人格のないものがむやみに個性

を発展しようとすると、ひとを妨害する、権力を用いようとすると、濫用に流れる、金力を使おうとすれば、社会の腐敗をもたらす。ずいぶん危険な現象を呈するに至るのです。

そうしてこの三つのものは、あなたがたが将来において最も接近しやすいものであるから、あなたがたはどうしても人格のある立派な人間になっておかなくてはいけないだろうと思います。

問二　濫用